

# H 2 2 . 3 . 1 8 原案可決

和議第 1 0 8 号

## 「子ども手当」の財源の地方負担に反対する意見書

政府の平成 2 2 年度予算案において、「子ども手当」を支給するため、約 2 兆 3 千億円の予算額が計上されているが、この支給にあたり地方自治体に対し、約 4, 7 0 0 億円の負担を求めている。

万が一、平成 2 3 年度以降も、地方に負担が強いられることになれば、厳しい財政状況にある地方財政に与える影響は非常に大きいものがあり、さらには、自主財源の拡充という地方分権への流れに逆行するものとなる。

そもそも「子ども手当」の財源は、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し対応するものとされていたはずである。

よって、国におかれては、平成 2 3 年度以降の「子ども手当」の支給にあたり、その財源を地方に求めず、政府の責任において全額国費負担で実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣 (副総理)

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（行政刷新）